MMF の安定性確保のための方策

運用面での安定性確保

組入資産(債券、CP、CD、預金、コール、手形等)について

- 1 受渡日から償還までの期間は1年以内(満期保有目的債券を除く)
- 2 国債、政府保証債(以下「国債等」)を除き、2 社以上の指定格付機関より、P-2(又はA-2)相当以上の短期格付又はBBB(又はBaa2)相当以上の長期格付を得ているもの

なお、格付のないものは委託会社が同等のものとして定めたガイドラインに適合するもの

- 3 組入比率
- (1) 2 社以上の指定格付機関より、P-1、A-1又はA 相当以上の格付を得ているもの(国債等を除く)は、同一法人発行の組入資産の合計が純資産総額の5%以内

但し、発行者が銀行の場合は、債券(5%以内)以外の短期金融 資産を含め10%以内

- (2) 上記(1)以外の組入資産 同一法人発行の組入資産の合計が純資産総額の1%以内 かつ、組入資産の合計が純資産総額の10%以内
- (3) 5営業日以内のコール・ローンは、同一の取引先につき純資産総額の25%以内
- 4 組入資産が上記格付に該当しなくなった場合は各社ガイドラインを定め適切に対応

取引の制限について

- 1 仕組債は、償還金等が確定しているもの
- 2 円貨で約定・決済するもの
- 3 債券は時価の採れるもの

満期保有目的債券について

- 1 受渡日から償還までの期間が3年以内 (銀行が発行する変動利付債は適用外)
- 2 国債等を除き、A (又はA3)以上の格付を得ているもの
- 3 組入額の合計額は直前3月末の純資産額の15%以内但し、3年超の変動利付債は5%以内
- 4 同一法人の発行する債券は、直前3月末の純資産額の1%以内(国債等を除く)
- 5 上記条件に適合しなくなった場合の取り扱いは別途明確化

組入資産の平均残存日数について 180日以内

評価について

- 1 基本原則は時価評価
- 2 償却原価法の採用
- (1) 残存 1 年以内の債券 A-2、P-2 又はA 以上の格付のもの
- (2)満期保有目的債券
- 3 格下げ等により上記評価方法が適合しなくなった場合、評価額が時価 と著しく乖離した場合は監査人と協議し、適切に対応

販売面での安定性確保

- 1 個人主体の販売に努める
- 2 大口投資家の事前解約通告
- (1) 委託会社は、一定金額以上の解約については、販売会社から4日 前までに連絡をもらうよう要請
- (2) 委託会社は1顧客の1日当たりの解約受付限度額を販売会社と協議し、決定するよう努力

ディスクロージャー

- 1 運用報告書
- (1) 仕組債等で内容の不明瞭な銘柄をわかりやすく表示
- (2) 格付別組入資産の純資産に対する比率を開示
- 2 月次開示
- (1) 主要組入資産、満期保有目的債券の全銘柄の開示
- (2) 開示媒体は委託会社のホームページと販売会社の店頭備え置き

実施日等

ルール化等の若干の期間が必要 但し、実行可能なものから直ちに対応